


所管部課	子ども生活部 子育て支援課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市児童手当等事務取扱細則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要 旨					
(1) 主な改正点 平成27年4月1日に子ども・子育て支援法が施行されたことに伴い、子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令が発令された。それに伴い、引用する児童手当法施行令の条項に変更が生じたため、本細則を改正したい。					
(2) 施行日 公布の日から施行する。					
(3) 影響及び効果 実質的影響はない。					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
細則の案文については、文書課において審査済。					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
庁議報告後、速やかに改正事務を進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。